

風、光、ふれあいのまち豊中をめざした  
開発行為等を行うために…

—環境影響評価（環境アセスメント）制度について—



豊中市

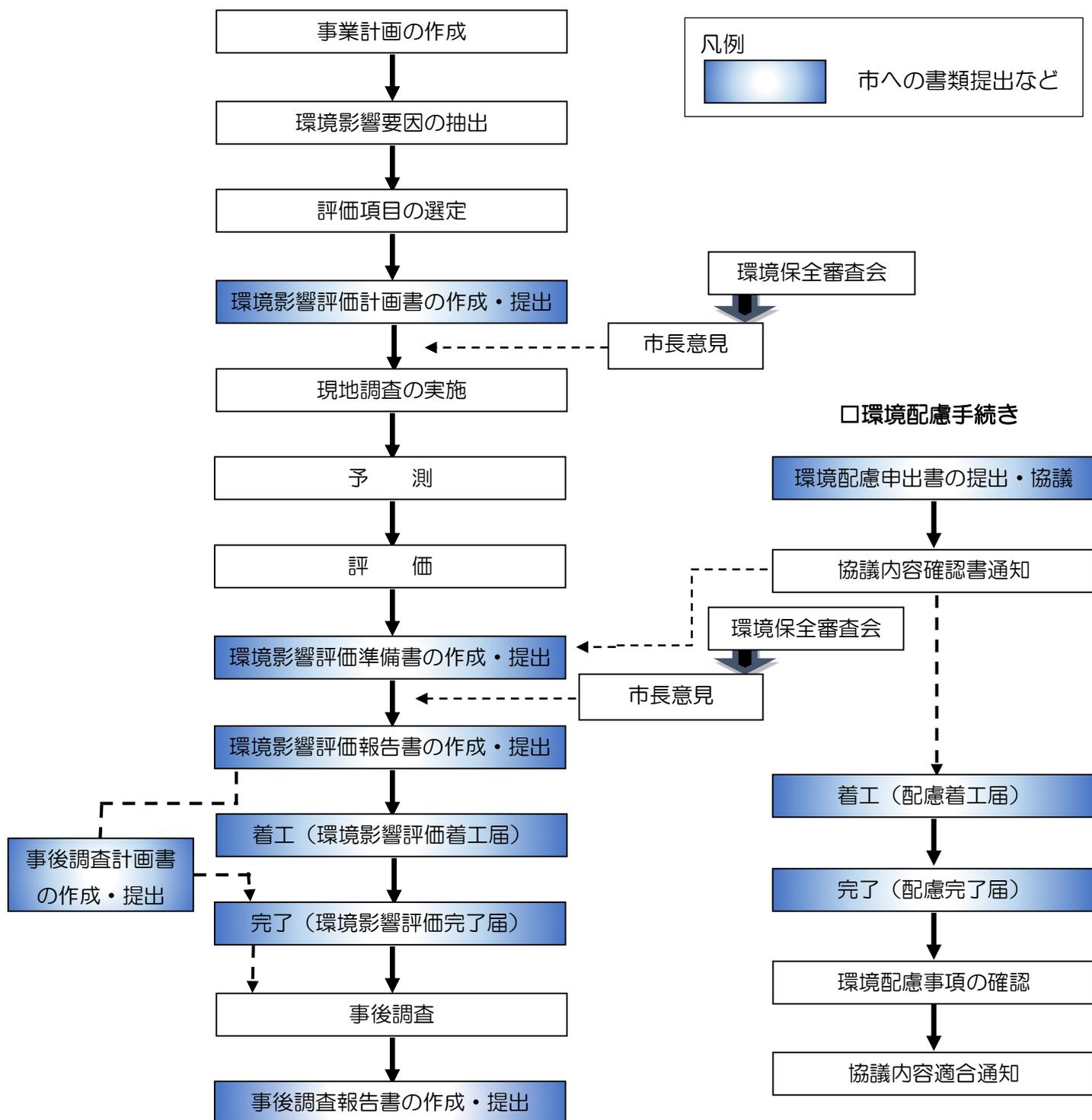
## ■環境影響評価とは

私たちが安心して、安全に、そして快適に暮らすためには、空気や水・土・緑といった、さまざまな自然環境が大切です。一方、住み良さや利便性を高めるためには、建物や道路などを整備していくことも必要となります。それらの調和を図るため、開発事業等を行う場合には、事前に環境に与える影響を軽減するための措置が必要となります。

環境影響評価（環境アセスメント）とは、開発行為等を行う場合、それが周辺の環境にどのような影響を与えるかについて、事業者が事前に調査、予測及び評価するとともに、環境を守るための対策を検討し、環境の保全の観点からよりよい事業計画をつくりあげていこうという制度です。

## ■環境影響評価等フロー図

### □環境影響評価手続き



## ■豊中市の環境影響評価

豊中市においては、「豊中市環境の保全等の推進に関する条例（平成 17 年制定）」の中で、環境影響評価（環境アセスメント）の実施について定めています。

## ■届出の対象と実施区分

豊中市は市域の全域が市街化区域となっており、小規模の開発事業等であっても周辺の生活環境に影響を与えるおそれがあります。また、市街化の中で現存する自然環境の保全への配慮が必要です。そのため、1ヘクタール以上の事業や計画を環境影響評価（環境アセスメント）の対象としています。また、調査の方法については、事業の内容や規模、事前の土地利用等に応じて、①既に発行されている資料や文献をもとに調査する方法、②簡易な現地調査を含む方法、③詳細な現地調査を必要とする方法の3つの区分から適切なものを選択し、環境影響評価（環境アセスメント）を実施していただきます。

## ■事業規模によるレベル予測

レベル 1  周囲の概況を既に発行されている資料等を用いて収集分析します。  
 「環境配慮指針」で定めている環境配慮項目に対する措置を記載します。  
 環境影響評価項目のうち、影響を及ぼす項目について既存文献等による調査を実施します。

レベル 2  レベル 1 に示す内容を行います。  
 環境影響評価項目のうち、影響を及ぼす項目について簡易な現地調査を実施します。

レベル 3  レベル 2 に示す内容を行います。  
 環境影響評価項目のうち、影響を及ぼす項目について詳細な現地調査を実施します。

対象事業内容	1ha 未満	1ha 以上 2ha 未満	2ha 以上 5ha 未満	5ha 以上
<input type="checkbox"/> 自然環境を改変する土地区画整理事業				
<input type="checkbox"/> 市街地での土地区画整理事業、市街地再開発事業				
<input type="checkbox"/> 自然地における開発行為・宅地造成事業				
<input type="checkbox"/> 市街地における開発行為・宅地造成事業				
<input type="checkbox"/> 住宅の新築（自然地での建築を除く）				
<input type="checkbox"/> 住宅以外の新築				
<input type="checkbox"/> 自然地での建築物（住宅・工場・店舗等）の新築				
<input type="checkbox"/> 住宅の増改築				
<input type="checkbox"/> 住宅以外の増改築				
<input type="checkbox"/> 駐車場・資材置場の新設・増設				
<input type="checkbox"/> 高さ 60m 以上の建築物の新築等				
<input type="checkbox"/> 道路（4 車線以上で長さが 1km 以上 3km 未満）・鉄道・軌道の新設・改良等				

※主な対象事業内容を抜粋して記載

■調査実施項目 下記の項目について、調査を行います。

○周囲の概況

- ・計画地の状況をよく知ることが環境保全の出発点です。豊中市統計書、市ホームページに掲載する環境関連データなどを用いて地域のデータを収集しましょう。
- 人口等：人口分布、人口密度、人口動態等
- 産業：産業構造、産業別就業人口、工場等の発生源の状況等
- 交通・運輸：道路網・交通量、鉄道網・乗降客数等
- 土地利用：土地利用の概況、用途地域、農地等の分布等
- 水域利用：水域（地下水を含む）の概況、水面利用、水利用権等の状況、水利用状況等
- 公共施設等：教育施設、福祉施設、病院、公園の分布状況等
- 公害等：公害の概況等
- 史跡・文化財：史跡・文化財の分布状況等
- 関係法令等：環境関連法令・条例・要綱、環境関連計画、対象事業関連法令等
- その他対象事業の種類、周辺地域の特性により必要となる事項

○環境影響評価項目

- ・事業や計画内容によって、環境に様々な影響を与えることになります。これらの中から適切と思われる項目を選択して調査を実施しましょう。
- 大気汚染：大気汚染に関する項目、有害大気汚染物質に関する項目、ダイオキシン類等
- 水質汚濁：生活環境の保全に関する項目、人の健康の保護に関する項目、ダイオキシン類等
- 土壌・地下水：土壌の汚染に関する項目、地下水の水質汚濁に関する項目、ダイオキシン類、地盤沈下、地下水の水位等
- 騒音：環境騒音（総合騒音）、工場・事業場騒音、鉄軌道騒音、低周波音等
- 振動：環境振動、工場・事業場振動、鉄軌道振動
- 交通：自動車騒音、道路交通振動、交通量等
- 気象：風向、風速、局地風（ビル風等）、気温、湿度等
- 生態系：陸生植物、陸生動物、水生生物、地域を特徴づける生態系
- 景観：自然景観、歴史的・文化的景観、都市景観
- 文化財：史跡、有形文化財、埋蔵文化財等
- 環境負荷：温室効果ガス、エネルギー等



発行：平成 26 年（2014 年）4 月

豊中市環境部環境政策室  
豊中市中桜塚 3-1-1  
電話 06-6858-2107  
FAX 06-6842-2802